



議案第六十一号

三朝町税条例の一部改正について

次のおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年八月八日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年八月八日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第二項中「民法第四百二十二条に規定する休日」の下に「又は毎月第二土曜日」を加え、「その休日」を「これらの日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十八年八月一日から適用する。